

重要事項説明書

本書により事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

ケアハウスとは、いつまでも生活の不安なく自立した生活ができるようにサポートする住宅（施設）です。入居要件は以下のとおりです。

- 1 年齢が満 60 歳以上の方。
- 2 自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、高齢のため独立して生活するには不安があり、諸事情により家族から援助を受けることが困難な方。
- 3 介護を受けながらも、自力で日常生活動作ができ、共同生活に適応できる方。

軽費老人ホーム

ケアハウス ウェルフェア慈光園

1 事業主体概要

事業者の名称	社会福祉法人長井福祉会
法人所在地	山形県長井市小出 3453 番地
代表者氏名	理事長 豊野 充
電話番号	0238-88-2711
設立年月日	昭和 58 年 6 月 17 日

2 ご利用施設

施設の名称	ケアハウス ウェルフェア慈光園
施設の所在地	山形県長井市小出 3453 番地
施設長名	園長 志釜 幸喜
定員	50 名（内 20 名は特定施設入居者生活介護）
電話番号	0238-88-5557
F A X 番号	0238-88-5558
開設年月日	平成 16 年 7 月 28 日

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	ケアハウスは、一人暮らしや夫婦のみの高齢者が自立した生活を維持できるよう工夫された施設であり、車椅子での生活を容易にする構造・設備を備えるなど、住宅としての機能を重視した施設です。ここでは食事や入浴の準備などの生活の基本となるサービスを提供するほか、緊急時の対応や身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるよう配慮しています。
施設運営の方針	施設は、法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、入居者に対し食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与し、健康で明るく生きがいのある生活ができるよう運営をすることを旨としています。

4 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	主な設備・位置等	備考
個室 Aタイプ	20 室	基本仕様（ミニキッチン、トイレ、洗面台、ナースコール、暖房、衣類収納、クローゼット）	介護保険対応型
個室 B・Cタイプ	24 室	基本仕様 + シャワー室、洗濯機パン	一般入居区分
個室 Dタイプ	6 室	基本仕様 + ユニットバス、洗濯機パン	一般入居区分
食堂・談話室	1 室	—	6 階
コインランドリー	1 室	—	4 階
浴室・特殊浴室	3 室	—	1 階、6 階
デイルーム	5 室	—	1～5 階

- ・ 居室の清掃等は入居者の方が行うこととします。ただし、暖房機や換気扇の設定や保守管理は施設で行います。
- ・ 居室内の模様替えを行う際は、園長の許可が必要です。

5 職員の配置状況

当施設では、別紙1のとおり職員を配置しています。

6 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理栄養士の立てる献立により栄養と入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 <p>【食事時間】 朝食 8:00 ~ 9:00 昼食 12:00 ~ 13:00 夕食 18:00 ~ 19:00</p> <p>※食事は原則として、6階食堂で摂っていただきます。</p>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間を通じて毎日入浴することができます。 <p>【入浴時間】 15:30 ~ 20:30</p> <p>ただし、入浴時間を一時的に変更する場合があります。</p>
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設の協力医療機関 <p>【医療機関名】 仁陽堂外田医院（長井市栄町11-17）</p> <p>【診 療 科】 消化器科、内科、外科、リハビリテーション科</p> <p>※年1回の健康診断の機会を提供します。</p>
相 談 及 び 援 助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設は、入居者及びその家族から、入居者の生活についてのあらゆるご相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
福 利 厚 生 教 養 娛 楽 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当施設では、入居者からの要望等を考慮し年間行事計画等を作成し、教養娯楽・日常生活支援・サークル支援等の事業を行います。 <p>【週間プログラム】</p> <p>（ 月曜日・・・買い物ツアー 火曜日・・・喫茶店（於：6階食堂、参加費実費） 水曜日・・・輪投げクラブ（於：ドリームホール） 木曜日・・・体操教室（於：ドリームホール） 金曜日・・・将棋クラブ（於：6階談話室） カラオケクラブ（於：ドリームホール） 映画会：金曜日月1回（於：ドリームホール）</p>

生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、ゴミの回収を行います。収集日は月曜日（可燃）と水曜日（不燃）です。 ゴミ袋は、施設指定のゴミ袋を使用してください。売店にて販売しています。 毎週火曜、金曜 9：00 に通院バスを運行します。（無料）運行範囲は市内各医療機関となります。 ※帰りの便はありません。
--------	---

7 当施設利用にあたって留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの来訪、面会があった時は、「来訪者名簿」への記入をお願いします。
外 出 ・ 外 泊	<ul style="list-style-type: none"> 外出外泊は自由です。ただし、外部からの電話の対応や防災上の都合もありますので、外出や外泊をする時は各届出を提出してください。（用紙は事務室フロントにあります。）
喫 煙	<ul style="list-style-type: none"> 当施設においては、建物・敷地ともに禁煙となっています。ご協力ください。
迷 惑 行 為 等	<ul style="list-style-type: none"> ケンカ、暴力行為、誹謗中傷、口論、泥酔等他人に迷惑を及ぼす行為はしないでください。
動 物 飼 育	<ul style="list-style-type: none"> 当施設では、犬、猫などのペットを飼育することは禁止しています。
届 出 等	<ul style="list-style-type: none"> 入居後に事前に届け出ている事項について変更があった場合は、速やかに変更届けの提出をお願いします。

8 利用料

<p>別紙2 参照。</p> <p>※ 料金のお支払方法は、口座振替となります。</p>

9 苦情解決の体制及び手順、苦情相談の窓口

<p>(1) 苦情解決の体制及び手順</p> <p>提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じます。</p>	
<p>(2) 当施設における苦情の受付</p> <p>当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。</p>	
苦情解決責任者	園長 志釜 幸喜
苦情受付担当者	生活相談員 佐藤 一弘
受 付 時 間	毎週月曜日から金曜日 8：30～17：30

(3) 第三者委員・連絡先

横澤 寿彦（評議員）	電話番号 0238-84-3573
目黒 祐子（評議員）	電話番号 0238-84-0763

10 非常災害対策

- ・施設には、消火設備及び非常放送用設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設置しています。
- ・職員は、常に災害防止と入居者の安全確保に努めます。

11 事故発生時の対応

- ・入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関及び当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、入居者に対するサービスの提供により損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 緊急時等における対応方法

- ・入居者は、身体状況の急激な変化などで緊急な事態が生じたときは、ナースコール等によりいつでも職員の対応を求めることができます。
- ・職員は、入居者から緊急の対応要請があったときは、速やかに適切な対応を行います。
- ・入居者があらかじめ近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、関係機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡します。

13 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・入居者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。
 - (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
 - (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待の防止のための対策を検討する委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
 - (5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

14 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	・実施なし
-------	-------

私は、本書面にに基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

令和 年 月 日

【入居者】

住所

氏名

㊞

【署名代行者】（本人が自筆できない場合に、代行者が記名押印してください。）

代行理由

私は、本人の承諾意思を確認しました。

住所

氏名

㊞

【説明者】

ケアハウス ウェルフェア慈光園

職氏名

㊞

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第107号（平成20年5月9日）第12条第1項の規定に基づき、入居申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜主な職員の配置状況＞

職種	配置人員	基準
1 園長	1人	1人
2 介護職員	7人以上	7人
3 看護職員	1人	1人
4 生活相談員	1人	1人
5 機能訓練指導員	1人（兼務）	1人（兼務可）
6 計画作成担当者	1人（兼務）	1人（兼務可）
7 栄養士	1人	1人
8 調理員	実情に応じた適当数	実情に応じた適当数

※上記のうち、2 介護職員のうち1名を除く職員、3～6の職員は特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護）にあたる職員です。

＜主な職員の勤務体制＞

職種	勤務体制	
1 介護職員	早 番	7：30～16：30
	普通番A	8：30～17：30
	普通番B	9：00～18：00
	遅 番	10：00～19：00
	夜 勤	17：30～10：30
2 看護職員	普通番	8：30～17：30
3 生活相談員	普通番	8：30～17：30
4 調理員	早 番	6：00～15：00
	普通番	8：30～17：30
	遅 番	10：15～19：15

別紙 2

ケアハウス料金表

基本料金表

所得階層	事務費対象 収入年額	①事務費		②生活費	合計 ①+②+③		
		一般	特定		③A管理費 27,000	③BC管理費 38,000	③D管理費 46,000
1	0~1,500,000	10,000		47,000 円 ※2 11月~3月 は、生活費に 6,410円が加 算されます。	84,000	95,000	103,000
2	~1,600,000	13,000			87,000	98,000	106,000
3	~1,700,000	16,000			90,000	101,000	109,000
4	~1,800,000	19,000			93,000	104,000	112,000
5	~1,900,000	22,000			96,000	107,000	115,000
6	~2,000,000	25,000			99,000	110,000	118,000
7	~2,100,000	30,000			104,000	115,000	123,000
8	~2,200,000	35,000			109,000	120,000	128,000
9	~2,300,000	40,000	37,820		111,820	125,000	133,000
10	~2,400,000	45,000	※1			130,000	138,000
11	~2,500,000	50,000	特定施設			135,000	143,000
12	~2,600,000	57,000	サービス			142,000	150,000
13~18	2,600,001~	59,240	上限額			144,240	152,240

単位：円

- (1) 事務費対象収入年額は、収入金額から社会保険料・医療費・介護費用等を控除した金額となります。
- (2) 上記金額は、告示等により変更される場合があります。
- (3) 敷金、礼金等の入居時一時金はありません。
- (4) 各居室でご利用の光熱水費、消耗品代（電球、電池等）は個人でご負担いただきます。
- (5) B~Dタイプ（一般）入居の方は、居室内でご利用のカーテン（防災カーテン）をご用意ください。

注1：光熱水費について

- ①電気料金については、東北電力個人契約従量電灯 B 及び深夜電力 B の契約内容に準ずるものとする。
- ②水道料金については、長井市水道料金に準ずるものとする。